

長野県市町村災害時相互応援協定の運用改善等について

(平成 27 年 7 月 3 日 長野県 19 市副市長・総務担当部長会議検討課題)

1 県、町村会、市長会担当者による検討会 (平成 27 年 7 月 16 日)

(出席者：県危機管理防災課担当、市町村課担当、町村会次長、市長会次長)

(県)

○南木曾町土砂災害時の給水車派遣は、県水大気環境課が調整に入り、長野県水道協議会水道施設災害相互応援要項に基づき行われた。消防、水道、姉妹都市など各応援協定に対し市町村災害時応援協定が上位、下位ということはない。ダブっていてもよい。

○発災直後は被災市町村と県でやれることはやる。落ち着いたら県の担っていた部分を代表市町村や周辺市町村に担ってもらえないか。

(市長会、町村会)

○発災直後は、周辺の代表市町村も自らの被災状況確認のため 2、3 日は動けない。最も情報を把握している県で被災市町村の情報を全代表市町村へ流してもらえば、各代表市町村が動きやすくなる。

【会議結果等】

代表市町村会議を開催し、協定の運用について認識を共有するとともに、課題等について意見交換することとした。

2 第 13 回代表市町村会議 (平成 27 年 12 月 15 日)

(出席者：佐久市・上田市・岡谷市・伊那市・飯田市・南木曾町・松本市・大町市・長野市・中野市担当、県危機管理防災課長等、町村会次長、市長会次長)

(代表市町村)

○災害時、自治体は管内の被害情報を把握するのに手一杯で、他市町村の情報収集はやりにくい。県でまとめて収集し発信するほうがわかりやすい。

○被災の規模や内容によって、この協定が必要な場合が決まってくるのではないか。

○長野県合同災害支援チームは県が情報収集し県外自治体を支援するものだが、市町村災害時応援協定も同じ流れの方が理解しやすい。

(県)

○合同支援チームは県外での活動が主で、県内に応用するには検討が必要。

【会議結果等】

災害発生時の情報収集や応援の調整等に関する代表市町村と県の役割について、長野県合同災害支援チームと相互応援協定の運用方法の見直しも含め、代表市町村会議 (平成 28 年 4～5 月頃開催予定) において意見交換を行うこととした。

※県、市町村、市長会、町村会による長野県合同災害支援チームの訓練を 2 月 1 日実施

長野県市町村災害時相互応援協定の運用における課題について

市長会・町村会事務局

県危機管理防災課

【経 過】

平成 27 年 7 月 3 日、長野県 19 市副市長・総務担当部長会議において飯田市から「長野県市町村災害時相互応援協定（以下、「協定」という。）」の運用改善等について以下の提案が出された。

＜提案内容の概要＞

H26. 7 の南木曾町における土石流災害、H26. 11 の長野県神城断層地震において、市町村間の応援が行われたが、協定の運用について、協定の内容と実態が異なっている。そのため、以下のいずれかの改善を求める。

- （１）協定の内容に沿った運用となるよう、県庁内及び市町村間において再確認する。
- （２）実態に合わせて協定の内容を見直す。（代表市町村主体ではなく、県の主管部局や現地機関による調整を中心とする支援体制に移行）

【協定における代表市町村の役割】

- ・ 現在の協定は東日本大震災を受けて、平成 23 年度に「県と市町村との協議の場」での議論を踏まえて改正されたものであり、単独市町村での対応が困難な場合に代表市町村が応援調整を行うこととされている。

【飯田市の問題認識】

- ・ H26. 7 の南木曾町における土石流災害において、飯田市は代表市町村として南木曾町の応援の準備をしていたが、実際には地方事務所や県庁担当課が応援の調整を行い、各市町村から応援が入った。そうした経過から、市町村間の相互応援において協定が機能しておらず、何らかの方法で協定の実効性を確保する必要がある。
- ・ この問題については、県機関（現地機関を含む）がどのように動くのかということによって市町村の動きも異なると考えられることから、県と市町村で役割分担の整理を行うべき。

【協定運用上の課題等】

- ・ 代表市町村が応援等の可否を判断するために必要な被災市町村の情報収集をどうするか。
- ・ 県と市町村間の調整は、市長会及び町村会事務局においてとられるべきとの意見があるが、特に、発災直後の支援初動期において、現在の事務局体制では極めて困難。
- ・ 協定についての理解は、市町村、県とも十分か。
- ・ 法令上、市町村間の応援については市町村間の調整でも、県による調整でも可能であるが、どの場合に市町村間の調整による応援とし、どの場合に県による調整による応援となるのかについて整理されていない。